

福井豪雨により被災されたお客さまに対する 電気料金その他の特別措置の適用について

平成16年7月20日
北陸電力株式会社

このたびの福井県嶺北地方での豪雨により被災されたお客さまには、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの豪雨により災害救助法が適用された福井県福井市、同県鯖江市、同県美山町、同県今立町、同県池田町の5市町およびその隣接地域¹において、床上浸水などの被害に遭われたお客さまからお申出があった場合には、電気料金その他の特別措置を講ずることとし、平成16年7月20日、経済産業大臣に認可申請を行ない、同日認可をいただきました。

電気料金その他の特別措置の内容は、次のとおりです。

1. 電気料金その他の特別措置の内容

(1) 電気料金の早収期間²および支払期限³の延伸

被災されたお客さまの平成16年6月（早収期限日が7月18日以降となるものに限る。）、7月および8月分の電気料金の早収期間ならびに支払期限を各々1か月間延長します。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、6ヵ月間に限り、電気料金は申し受けません。

(3) 工事費負担金の免除

被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で平成17年1月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

(4) 臨時工事費の免除

被災されたお客さまが、平成17年1月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

(5) 使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、平成17年1月末日までは申し受けません。

(6) 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

被災されたお客さまが、平成17年1月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、その際申し受ける工事費用は申し受けません。

- 1 その隣接地域とは、武生市、大野市、松岡町、永平寺町、朝日町、宮崎村、清水町をいいます。
- 2 早収期間とは、検針日から数えて21日間をいいます。
- 3 支払期限とは、検針日から数えて51日目をいいます。

2. お客さまからのお問い合わせ先

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-167540）

または福井支店、奥越営業所および丹南支社の各窓口

以上